

高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の者の意思が尊重され、その者が住み慣れた地域のよい環境においてできる限り自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の者の家族の介護負担を軽減するなどのため、認知症カフェを運営する団体又は個人に対し、予算の範囲内において高松市認知症カフェ運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、認知症の者及びその家族（同居・別居の別を問わない。以下「対象者」という。）、地域の住民、専門職（医療や介護において認知症に関する専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士その他これらに類する者をいう。以下同じ。）等が気軽に集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことのできる場であって、その運営をする者が次の各号の全てに該当する場となることを目指して、そのいずれかを提供しているものをいう。

- (1) 対象者が安心して過ごすことのできる場
- (2) 対象者が専門職等に気軽に相談をし、日々負担に感じていることなどを話すことのできる場
- (3) 対象者が自由に参加をすることができる、その意思が尊重される場
- (4) 対象者がかなえたい思いや希望を発信することのできる場
- (5) 対象者と地域の住民とが交流をすることができ、認知症ケアについての理解を相互に深めることのできる場
- (6) 認知症ケアに関し相互扶助の輪を広げていくことのできる人材育成の場

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において次の各号に掲げる要件の全てに該当する認知症カフェを運営する

事業（以下「認知症カフェ運営事業」という。）とする。

- (1) 前条各号の全てに該当する場を提供すること。
- (2) 対象者、地域の住民、ボランティア等誰もが参加できること。
- (3) 月1回以上開催し、その時間はおおむね2時間以上であること。
- (4) 開催1回当たりの参加者はおおむね5人以上であって、これらの参加者が集えるスペースがあること。

(5) 専門職は毎回1人以上が参加すること。

(6) 補助事業の開始後3年間以上継続した事業実施が見込めること。

2 前項の規定にかかわらず、認知症カフェ運営事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市から補助金以外の助成金その他これに類するものの交付を受けている場合

(2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合

(3) 公序良俗に反するおそれのあると認められる場合

(4) その他市長が適当でないと認める場合

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住する個人又は市内に事務所その他の活動拠点を有する団体（以下「団体等」という。）であって、補助事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体等は補助金の交付の対象としない。

(1) 市から既に補助金又は同一な事業の補助金等を受けている団体等（認知症カフェ運営事業を実施する場所が、異なる日常生活圏域（高松市高齢者保健福祉計画に規定する日常生活圏域をいう。）の場合は除く。）

(2) 市税を完納していない団体等

(3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体等

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある

団体等

(5) その他市長が適当でないと認める団体等

(補助対象経費及び額)

第5条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から補助対象事業にかかる収入額（対象経費以外の補助事業に必要な経費に支出した金額を除く。）を控除した額とを比較していずれか低い方の額を選定する。

(補助事業の公募)

第6条 市長は、補助事業を公募するものとする。ただし、現に補助事業を実施している団体等（その補助事業の末日が当該会計年度の末日である団体等に限る。）を現補助事業期間の満了後引き続き補助事業を決定しようとする場合はこの限りではない。

2 前項、ただし書きの規定による公募を行わないする補助事業の決定は、公募による補助事業の決定の日から3年を超えない範囲とする。

3 市長は、補助事業を公募するときは、公募に関する事項を公表するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の規定により補助事業が決定し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市と事前協議を行った上で、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その決定の内容及びこれに付する条件又は指示を申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

（1） 第7条に規定する書類の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、高松市認知症カフェ運営事業補助金変更交付申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市認知症カフェ運営事業中止（廃止）申請書（様式第6号）により市長の承認を受けること。

2 前項各号の場合においては、前条の規定を準用する。

（実績報告等）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高松市認知症カフェ運営事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書（様式第8号）

（2） 事業実施報告書（様式第9号）

（3） 補助事業において支出したことを証する書類の写し

（交付指令等）

第12条 市長は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付指令書（様式第12号）により、補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。ただし、補助事業者からの申出により、市長が特に必要があると認めるときは、当該経費に係る補助事業の完了前に高松市認知症カフェ運営事業補助金交付指令書（様式第13

号)により補助事業者に通知し、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の概算交付を受けたときは、前条第1項に規定する実績報告書を提出した日から5日以内（その期間の末日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とする。）に精算しなければならない。

（書類等の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（検査等）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 補助金の交付の申請その他補助金の交付を受けるために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和元年7月1日から令和4年3月31日までの間に決定した当初の補助事業（ただし、当初の補助事業の決定から3年を経過した補助事業を除く。）を実施する団体等の第6条第1項ただし書きにより決定する補助事業の第5条の適用については、別表1の第2欄及び第3欄中「3,000円」とあるのは「8,000円」とする。ただし、同年4月1日以降に第6条第1項の公募により決定した補助事業はこの限りではない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の日に係るものについては、なお従前の例による。

別表 1（第5条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
運営経費	補助事業を実施した月数に1月当たり 5,000円を乗じて得た額	補助事業の実施に必要な報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料 (※1) 交通費 (※2) 及び燃料費 (※3) その他市長が必要と認める経費 (※4)

※1 認知症カフェの会場に係る使用料又は賃借料は、1月当たり4,000円を超える部分は除く。

※2 認知症カフェ会場までの送迎にかかる交通費は、1月当たり3,000円を超える部分は除く。

※3 認知症カフェ会場までの送迎にかかる燃料費は、1月当たり1,000円を超える部分は除く。

※4 食糧費その他個人給付に類する経費は除く。

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書

年度において次のとおり高松市認知症カフェ運営事業補助金の交付を受けたいので高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	円		
2 事 業 名	高松市認知症カフェ運営事業		
3 事業の目的			
4 事業の内容			
5 着手・完了 予定年月日	着手予定日 年　月　日	完了予定日 年　月　日	
6 事業の効果 (予 定)			
7 添 付 書 類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類		
8 そ の 他			

様式第2号（第7条関係）

事 業 計 画 書

認知症カフェの名称：

開催月	開催予定日	参加予定人数		開催場所	企画・内容等
		利用者 (人)	スタッフ (人)		
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

様式第4号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市認知症カフェ運営事業補助金の交付については、次のとおり決定したので高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	高松市認知症カフェ運営事業
3 補助金の交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この補助金は、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。</p> <p>イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(3) 補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに高松市認知症カフェ運営事業実績報告書を提出してください。</p> <p>(4) 市長は必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせます。</p> <p>(5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。</p> <p>(6) 高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に關し既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。</p>

様式第5号（第10条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ運営事業補助金変更交付申請書

年　月　日付け高　　第　　号により高松市認知症カフェ運営事業補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第10条第1項第1号の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名	高松市認知症カフェ運営事業	
2 事 業 の 目 的		
3 変 更 す る 事 業 の 内 容	変更前	変更後
4 変 更 後 の 着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着手予定日	年　月　日
5 添 付 書 類	(1) 変更後の事業計画書 (2) 変更後の収支予算書	
6 そ の 他	認知症カフェ実施期間 年　月　日　～　年　月　日	

様式第6号（第10条関係）

年　月　日	
(宛先) 高松市長	
所 在 地	
名 称	
代表者氏名	
(個人にあっては、住所及び氏名)	
高松市認知症カフェ運営事業中止（廃止）申請書	
年　月　日付け高　第　号により高松市認知症カ フェ運営事業補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり補助事業を中止（廃止）したいので、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第10条第1項第2号の規定により申請します。	
1 事 業 名	高松市認知症カフェ運営事業
2 中止（廃止）の理由	
3 中止（廃止）予定期	年　月　日
4 中止の場合は再開予定期	年　月　日
5 備考	

様式第7号（第11条関係）

年　月　日

(宛先) 高松市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあっては、住所及び氏名)

高松市認知症カフェ運営事業実績報告書

年　月　日付け高　　第　　号により高松市認知症カフェ運営事業補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補 助 金 の 額	円
2 事 業 名	高松市認知症カフェ運営事業
3 着 手 ・ 完 了 年　月　日	着手日　　年　月　日 完了日　　年　月　日
4 添 付 書 類	(1) 収支決算書 (2) 事業実施報告書 (3) 補助対象経費について支払ったことを証する書類の写し
5 そ の 他	認知症カフェ実施期間 年　月　日　～　年　月　日

様式第8号（第11号関係）

収支決算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減（円）	摘要
計				

2 支出の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減（円）	摘要
計				

様式第9号（第11条関係）

事業実施報告書

認知症カフェの名称：_____

開催月	開催日	参加人数		開催場所	企画・内容等
		利用者 (人)	スタッフ (人)		
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

一年間の成果 (開催の効果、 今後の課題等)	
------------------------------	--

様式第12号（第12条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあつた高松市認知症カフェ運営事業に対し、次の条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長は必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせます。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。

様式第13号（第12条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日 付けで申請のあった高松市認知症カフェ運営事業に対し、次の条件を付けて補助金として 円を概算交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 3 市長は必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせます。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 この補助金は概算払であるので、補助事業終了後、実績に基づき精算をし、交付した補助金が確定した補助金の額を超えていた場合は、その差額を直ちに返還しなければなりません。
- 6 高松市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めます。